

特定非営利活動法人ヤマックル・アグロフォレストリー定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ヤマックル・アグロフォレストリーという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山県海草郡紀美野町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、里山及び耕作放棄地を再活用したコミュニティビジネスの実践と担い手育成を通じて、中山間地域に自然資源の地域内循環と経済効果を生むことを目指す。さらに、自然資源の持続的利用モデルを形成し、全国及び海外に普及を図る。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 環境の保全を図る活動

(2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言、又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 森林や耕作放棄地の整備

② 森林や耕作放棄地の活用

③ 森林整備、林業、森林や耕作放棄地の活用に関する情報提供・普及啓発と人材育成

④ 森林づくり、林業、森林や耕作放棄地の活用に関する調査研究と提言

⑤ その他、目的達成に必要な活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) サポーター この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上 7人以内

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

3 副代表理事1人をおくことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 23 条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第2項、第 29 条第1項第2号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)
- その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
 - (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。

ただし、法第 28 条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	白井 宏明
理事	尾原 由佳
理事	奥田 郁子
理事	奥田 和重
理事	宮下 和佳
監事	山下 千朝

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第1項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年6月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年3月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員会費 3,000 円(1年間分)

(2) サポーター会費 1 口 1,000 円

設立当初の役員

特定非営利活動法人ヤマックル・アグロフォレストリー

役職名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
代表理事	シライヒロアキ 白井 宏明		無
理事	オクダイクコ 奥田 郁子		無
理事	オクダカズシゲ 奥田 和重		無
理事	オハラユカ 尾原 由佳		無
理事	ミヤシタワカ 宮下和佳		無
監事	ヤマシタチサ 山下千朝		無

設立趣旨書

1 趣旨

和歌山県海草郡紀美野町は、総面積 12,500Ha のうち約 10,000Ha が森林であり、緑豊かな森林が良好な水、土及び空気を形成している住みやすい町である。その森林のうち過半を占めるのが第二次世界大戦後に植林され、成長してきた人工林である。そこは以前、原野、田畑、そしていわゆる里山林あるいは薪炭林と呼ばれる林があったところが多く、現在も多数の里山が人工林と共に存在する。しかし、人工林も里山も手入れ不足や竹林の増殖によって荒れてきているのが実態である。これは紀美野町のみならず、日本の山林の多くに共通する事象である。

当会の設立者の多くは紀美野町に移住・居住し、これらの自然資源に魅了されてきた。そして自伐型林業などの活動を通して自然資源に触れ続けてきた結果、①木質バイオマスを始めとする自然資源の持続的利活用を通じて山林所有者、地域住民、林業従事者及び当該地域の生計向上に資すると共に、②この活動を通じて森林の整備、多様性の向上をはかることが、地域経済と自然環境の両立に資すると確信するに至った。

具体的には、自伐型林業によって地域の森林（特に人工林）が整備されるとともに、針葉樹、広葉樹及び竹並びに特用林産物の定期的な間伐・収穫を行うこと。また、地元でそれらを加工販売することによって、地域に資源と経済の循環利用が起こること、そして仕事を生み出したい。

当会はこれまで、個々に地域の自然資源を利活用する活動を行ってきたが、下記 2 の通り 2024 年度からグループとして本格的にこれらの活動を行うようになった。今後は、かかる活動に関して、情報発信と他地域の類似事業実施団体・個人との連携を図ることにより、自然資源の持続的利用に関するモデルを形成し、全国及び海外に普及を図りたいと構想した。

これらの活動を今後、より多くの団体・個人と協働しながら活動を進めるため、透明性の高い NPO 法人格を取得することとした。

2 経緯

- (1) 2023 年度以前 設立時役員らが全国各地から紀美野町に移住
- (2) 2024 年度 任意団体として設立。林野庁の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」に採択され、紀美野町小川地区の山林 2Ha の整備に着手。
- (3) 2025 年 3 月 「休眠預金活用事業：地域山林の未来を担う林業者サポート事業」に採択。2025～2027 年度の 3 年度にわたる事業を実施中。
- (4) 2025 年度 林野庁 林野庁の「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金」（上記(2)と同一交付金）に採択。紀美野町小川地区・真国地区の山林 2.4Ha の整備予定。

2025 年 8 月 23 日

特定非営利活動法人ヤマツクル・アグロフォレストリー
設立代表者

氏名 白井宏明

2025 年度の事業計画書

法人成立の日から 2026 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ヤマックル・アグロフォレストリー

1 事業実施の方針

- ・ 任意団体としてスタートしたヤマックル・アグロフォレストリーを NPO 法人化し、運営に必要な仕組みやルールを整備します。
- ・ 薪や竹チップ、クラフト素材の製造・販売や散策・休息場所としての森の利用など、森の恵みを生業に結び付けられるよう一つ一つ試行していきます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な 事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	事業費の 予算額 (千円)
森林や耕作 放棄地の整備	紀美野町内の森林整備	随時	紀美野町	20	山林所有者 2 名 地域住民	0
森林や耕作 放棄地の活用	竹チップ・竹炭等の製造と活用	2025 年 10 月～2026 年 3 月	紀美野町	5	地域住民	30
森林整備、林業、森林や耕作放棄地の活用に関する情報提供・普及啓発と人材育成	森林活用のためのワークショップ・研修の実施	2025 年 10 月～2026 年 3 月	紀美野町	5	森林活用・自伐型林業に関心を持つ市民	5
森林づくり、林業、森林や耕作放棄地の活用に関する調査研究と提言	木の駅・ファブラボに関する資料収集	2025 年 10 月～2026 年 3 月	紀美野町	5	森林活用・自伐型林業に関心を持つ市民	0

2026 年度の事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ヤマックル・アグロフォレストリー

1 事業実施の方針

- ・ 多様な人が安全に、安心して森林整備活動に参加するための研修開催やガイドライン策定に取り組みます。
- ・ 自伐型林業による生業づくりと、自伐型林業に取り組もうとする人を支える仕組みづくりに取り組みます。
- ・ 薪や竹チップ、クラフト素材の製造・販売拠点の設置に向けて準備をします。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な 事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	事業費の 予算額 (千円)
森林や耕作 放棄地の整 備	紀美野町内の森 林整備	随時	紀美野町	20	山林所有者 2 名 地域住民	822
森林や耕作 放棄地の活 用	竹チップ・薪の製 造と販売	随時	紀美野町	5	地域住民	150
森林整備、林 業、森林や耕 作放棄地の 活用に関す る情報提供・ 普及啓発と 人材育成	1) 森林活用のため のワークショップ・ 研修の実施 2) 自伐型林業者 のための情報収 集と発信	随時	紀美野町	5	森林活用・自 伐型林業に関 心を持つ市民	25
森林づくり、 林業、森林や 耕作放棄地 の活用に関 する調査研 究と提言	1) 木の駅・ファブ ラボの企画と設 立準備 2) 紀北エリアの 森林活用のため のネットワーキン グと提言	随時	和歌山県 ほか	5	紀北エリアで 森林活用に関 心を持つ市民	6

2025年度 活動予算書
法人成立の日から2026年3月31日まで
特定非営利活動法人ヤマックル・アグロフォレストリー
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費		33,000	
2. 受取寄附金		10,000	
3. 受取助成金等			
4. 事業収益		58,000	
5. その他収益			
経常収益計			101,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 給与手当			
人件費計	0		
(2) その他経費			
ボランティア謝金			
諸謝金			
消耗品費	20,000		
燃料費			
印刷製本費	5,000		
保険料			
外注費			
新聞図書費			
振込手数料			
旅費交通費	10,000		
その他経費計	35,000		
事業費計		35,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計			
(2) その他経費			
その他経費計			
管理費計		0	
経常費用計			35,000
当期正味財産増減額			66,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			66,000

2026年度 活動予算書
2026年4月1日から2027年3月31日まで
特定非営利活動法人ヤマツクル・アグロフォレストリー
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費		33,000	
2. 受取寄附金		50,000	
3. 受取助成金等		1,000,000	
4. 事業収益		320,000	
5. その他収益		0	
経常収益計			1,403,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 給与手当			
人件費計	0		
(2) その他経費			
ボランティア謝金	720,000		
諸謝金	0		
消耗品費	100,000		
燃料費	30,000		
印刷製本費	5,000		
保険料	100,000		
外注費	20,000		
新聞図書費	6,000		
振込手数料	2,000		
旅費交通費	20,000		
その他経費計	1,003,000		
事業費計		1,003,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計			
(2) その他経費			
その他経費計			
管理費計		0	
経常費用計			1,003,000
当期正味財産増減額			400,000
前期繰越正味財産額			66,000
次期繰越正味財産額			466,000